

四 半 期 報 告 書

第 4 期 第 3 四 半 期

自 平成20年10月 1 日

至 平成20年12月31日

株式会社三菱ケミカルホールディングス

(E00808)

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第4期第3四半期 四半期報告書

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【生産、受注及び販売の状況】	3
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	30
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【四半期連結財務諸表】	32
2 【その他】	50
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	51
第1 【保証会社情報】	51
1 【保証の対象となっている社債】	51
2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】	51
3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】	51
第2 【保証会社以外の会社の情報】	51
第3 【指数等の情報】	51

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第4期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【英訳名】 Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小林喜光

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経理室 田原永三
グループマネジャー
総務室 藤原謙
グループマネジャー

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経理室 田原永三
グループマネジャー
総務室 藤原謙
グループマネジャー

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第4期 第3四半期連結累計期間		第4期 第3四半期連結会計期間		第3期	
	自 至	平成20年4月1日 平成20年12月31日	自 至	平成20年10月1日 平成20年12月31日	自 至	平成19年4月1日 平成20年3月31日
売上高 (百万円)		2,331,163		743,429		2,929,810
経常損益 (百万円)		46,801		△18,715		128,885
四半期(当期)純損益 (百万円)		△11,401		△34,945		164,064
純資産額 (百万円)		—		1,023,520		1,095,927
総資産額 (百万円)		—		2,861,800		2,765,837
1株当り純資産額 (円)		—		542.62		601.45
1株当り四半期(当期)純損益 (円)		△8.28		△25.39		119.51
潜在株式調整後 1株当り四半期(当期)純利益 (円)		—		—		114.51
自己資本比率 (%)		—		26.0		29.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		13,673		—		156,173
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		△152,227		—		△177,985
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		83,659		—		70,871
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		—		110,569		165,748
従業員数 (人)		—		41,360		39,305

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 「潜在株式調整後1株当り四半期(当期)純利益」は、1株当り四半期(当期)純損失を計上している場合においては記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	41,360 [4,468]
---------	-------------------

(注) 臨時従業員数は[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しており、派遣社員は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	42
---------	----

(注) 1 当社従業員は、すべて三菱化学(株)、三菱樹脂(株)及び田辺三菱製薬(株)からの出向者であります。従業員数には執行役員8人が含まれております。

2 臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、臨時従業員数の記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社グループの生産品目は広範囲かつ多種多様であり、また、受注生産形態をとらない製品も多く、事業の種類別セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産実績及び受注状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示しております。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメント毎に示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
エレクトロニクス・アプリケーションズ	79,387
デザインド・マテリアルズ	72,904
ヘルスケア	140,006
ケミカルズ	273,567
ポリマーズ	143,158
その他	34,407
合計	743,429

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 販売実績金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な販売先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

4 当社グループの事業は、従来、「石化」、「機能化学」、「機能材料」、「ヘルスケア」、「その他」としておりましたが、第1四半期連結会計期間より「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」、「ポリマーズ」、「その他」に変更いたしました。この変更は、第1四半期連結会計期間より新たな中期経営計画「APTSIS 10」を策定し、各事業の基本戦略を定めたことを契機として、より経営実態を明確に表示するために行ったものであります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次の通りであります。

外国との技術援助契約及び技術提携

(1) 技術輸出関係

(日本ポリプロ(株))

契約締結先	内容	契約締結日	有効期間	対価
(中国) 中国石化国際事業社 中国石油化工社	ポリプロピレン系樹脂製造に関する技術及び特許の実施許諾	平成20年12月16日	平成21年1月から10年間	一時金

(2) 技術導入関係

(三菱化学(株))

契約締結先	内容	契約締結日	有効期間	対価
(アメリカ) クリー社	窒化ガリウム基板特許の実施許諾	平成20年11月7日	平成20年11月から特許消滅日まで	一時金及びランニング・ロイヤルティー

(関西熱化学(株))

契約締結先	内容	契約締結日	有効期間	対価
(ドイツ) デー・エム・テー社	コークス炉二重シール炉蓋に関する特許及びノウハウの実施許諾	平成20年12月3日	平成20年12月から終期の定めなし	ランニング・ロイヤルティー

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

イ 業績全般

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）における日本経済は、原油等原燃料価格の急激な変動と需要低迷による企業収益の悪化、個人消費の伸び悩み等に加え、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機による急速な円高の進行や急激な需要の減少等により、景気の状態は一段と厳しいものとなりました。

当社グループの事業環境につきましては、機能商品分野及び化学品分野では、需要が急激に減少したこと等により非常に厳しい状況となり、また、医薬品等のヘルスケア分野では、平成20年4月の薬価改定や、診断群別包括支払い制（DPC）導入病院の増加、ジェネリック医薬品使用促進策の実施など引き続き厳しい環境にありました。

このような状況下、当社グループの当第3四半期連結会計期間の売上高は、急激な需要の減少等により7,434億円となり、利益面では、営業損益は59億円の損失、経常損益は、持分法投資損益の悪化や為替差損の増加等により187億円の損失となり、四半期純損益は、平成19年10月に連結子会社の三菱ウェルファーマ(株)が田辺製薬(株)と合併したことに伴い前連結会計年度に計上した持分変動利益がなくなったことや、投資有価証券評価損等の特別損失の拡大により、349億円の損失となりました。

また、当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）における当社グループの売上高は、平成19年10月の田辺三菱製薬(株)発足以降の医薬品事業の規模の拡大もあり、2兆3,311億円となり、営業利益は502億円、経常利益は468億円、四半期純損益は114億円の損失となりました。

ロ 事業の種類別セグメントの業績

(イ) エレクトロニクス・アプリケーションズセグメント（記録材料、電子関連製品、情報機材、無機化学品）

記録材料は、DVDの販売数量が減少したものの、ポータブルハードディスク、フラッシュメモリー製品等の需要が拡大したことにより、売上げは増加しました。電子関連製品のうち、ポリエステルフィルム及び射出成形品並びにOPCドラムやトナー等の情報機材は、それぞれ販売数量の減少により売上げは大幅に減少しました。無機化学品は、販売数量が減少したことから、売上げは減少しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は793億円となり、営業利益は8億円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は2,628億円となり、営業利益は114億円となりました。

(ロ) デザインド・マテリアルズセグメント（食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材）

食品機能材は、乳化剤の需要減等により、売上げは減少しました。電池材料は引き続き順調に推移しました。精密化学品は、販売数量が減少したことから売上げは大幅に減少しました。樹脂加工品のうち、各種フィルム、複合フィルム及びシート製品は、総じて需要が堅調であったことから前年同期並みの売上げとなりました。複合材のうち、炭素繊維等の産業資材は、急激な需要の減少及び円高の影響により、売上げは大幅に減少しました。建設資材は、公共投資抑制の影響や建築設備需要の低迷により、売上げは減少しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は729億円となり、営業損益は1億円の損失となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は2,200億円となり、営業利益は25億円となりました。

(ハ) ヘルスケアセグメント（医薬品、診断製品、臨床検査）

医薬品は、脳循環・代謝改善剤「サアミオン」、血漿分画製剤「ヴェノグロブリンーIH」などが減収となったものの、平成19年10月の田辺三菱製薬(株)発足による事業規模の拡大に加え、抗ヒトTNF α モノクローナル抗体製剤「レミケード」、麻しん風しん混合ワクチン「ミールビック」の販売数量が引き続き大幅に伸張したこと等により売上げは増加しました。診断製品及び臨床検査は、いずれも順調に推移しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は1,400億円となり、営業利益は328億円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は3,864億円となり、営業利益は700億円となりました。

(ニ) ケミカルズセグメント（基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品、肥料）

当第3四半期連結会計期間において、石油化学製品の基礎原料であるエチレンの生産量は、平成19年12月に発生した三菱化学(株)鹿島事業所第2エチレンプラントでの火災事故の影響や需要減少に伴う減産の実施等により、27万2千トンと前年同期を20.1%下回りました。基礎石化製品、化成品、合成繊維原料は、平成20年4月の日本ポリエチレン(株)の連結子会社化により、従来計上されていた同社へのエチレン等の売上げが連結会計上内部消去されることとなったことや需要の急激な減少等により、売上げは減少しました。炭素製品のうちコークスは、輸出数量の減少があったものの、原料炭価格の高騰に連動した製品価格の上昇により、売上げは増加しました。肥料は、原燃料価格の高騰に伴う製品価格の是正により、売上げは増加しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は2,735億円となりましたが、営業損益は、製品市況の悪化や急激な需要減少等の影響により、298億円の損失となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は8,907億円となり、営業損益は228億円の損失となりました。

(ホ) ポリマーズセグメント（合成樹脂）

合成樹脂は、需要の減少はあったものの、平成20年4月の日本ポリエチレン(株)の連結子会社化により、売上げは増加しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は1,431億円となりましたが、営業損益は、需要の減少等により、82億円の損失となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は4,569億円となり、営業損益は87億円の損失となりました。

(ヘ) その他（エンジニアリング、運送及び倉庫業他）

物流部門及びエンジニアリング部門は、外部受注の減少により、それぞれ売上は減少しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は344億円となり、営業利益は22億円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は1,140億円となり、営業利益は84億円となりました。

ハ 所在地別セグメントの業績

(イ) 日本

当社及び国内連結グループ各社につきましては、平成20年4月の日本ポリエチレン(株)の連結子会社化による売上規模の拡大があったものの、需要の急激な減少等により、当第3四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は6,255億円となり、営業損益は、原料価格下落に伴う在庫受払差損等の影響もあり、1億円の損失となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は田辺三菱製薬(株)の発足による事業規模の拡大により、1兆9,764億円となり、営業利益は、第2四半期までの原燃料価格高騰に伴う製品価格是正の時間差の影響もあり、601億円となりました。

(ロ) アジア

アジア地域の海外連結グループ各社につきましては、シンガポールにおけるスチレンモノマー事業からの撤退や合成繊維原料であるテレフタル酸の販売数量が減少したこと等により、当第3四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は788億円となり、営業損益は32億円の損失となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は2,355億円となり、営業損益は19億円の損失となりました。

(ハ) その他

アジア地域を除く海外連結グループ各社につきましては、引き続き堅調な需要により、当第3四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は389億円となり、営業利益は10億円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は1,192億円となり、営業利益は27億円となりました。

(注) 上記概況に記載されている金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費の計上が307億円ありましたが、税金等調整前四半期純損失264億円の計上及び、期末休日影響を含む運転資金の増加等により、219億円の支出となりました。

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資による支出が335億円ありましたが、手元資金の運用による有価証券の償還等及び固定資産の売却収入等により、8億円の支出となりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間のフリー・キャッシュ・フロー(営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フロー)は、227億円の支出となりました。

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払が110億円ありましたが、借入金の増加及びコマーシャルペーパーの発行等により、642億円の収入となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は1,105億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は301億円であります。

(5) 経営成績

「第2 事業の状況 3 財政状態及び経営成績の分析 (1) 業績の状況」に記載の通りであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

財政政策

当社グループは、中期経営計画「APTSIS 10」において、「成長を実現し、創造・飛躍する」をコンセプトに、重点経営指標として、平成23年3月期に営業利益を1,900億円以上、ROA（総資産税前利益率）を6%以上とすることを目標に掲げております。

当社グループは、運転資金及び設備資金については、内部資金又は借入金、コマーシャルペーパー、社債、新株予約権付社債等により調達しております。また、当社グループとしての資金の効率的な活用と金融費用の削減を目的として、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。

キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 3 財政状態及び経営成績の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

財政状態

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、円高の進行に伴い在外連結子会社の資産の円貨換算額が減少しましたが、前連結会計年度において持分法適用会社であった日本ポリエチレン(株)他が連結子会社となったこと、原料価格の高騰に伴いたな卸資産及び営業債権が増加したことに加え、期末休日に伴い営業債権が増加したこと等により、前連結会計年度末と比べて959億円増加し、2兆8,618億円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の負債は、上記連結子会社の増加のほか、原料価格の高騰や期末休日に伴い営業債務が増加したこと、有利子負債が増加したこと等により、前連結会計年度末と比べて1,683億円増加し、1兆8,382億円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間末の有利子負債残高（割引手形を除く）は9,457億円となり、前連結会計年度末と比べて1,232億円の増加となりました。

当第3四半期連結会計期間末の株主資本は、当社における配当金の支払い220億円、当第3四半期累計期間における純損失114億円の計上等により、前連結会計年度末と比べて332億円減少し、7,483億円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の評価・換算差額等は、保有株式の時価下落により、その他有価証券評価差額金が275億円減少したこと、前連結会計年度末と比べて当第3四半期連結会計期間末の為替換算レートが円高になったことに伴い為替換算調整勘定が192億円減少したこと等により、前連結会計年度末と比べて477億円減少しマイナス15億円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の少数株主持分は、上記連結子会社の増加等により、前連結会計年度末に比べて85億円増加し、2,758億円となりました。

以上により、当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末と比べて724億円減少し、1兆235億円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は、前連結会計年度末と比べて3.9%減少し、26.0%となりました。

第3 【設備の状況】

当社グループは、多種多様な事業を国内外で行っており、設備の状況の記載にあたっては、有価証券報告書において「設備投資等の概要」は事業の種類別セグメント毎に記載する方法によっており、「主要な設備の状況」は、事業の種類別セグメント毎の数値とともに、主たる設備の状況を記載する方法によっております。また、「設備の新設、除却等の計画」のうち設備の新設・拡充の計画については、連結会計年度末時点では個々のプロジェクト毎に決定していないため、事業の種類別セグメント毎に記載する方法によっております。

四半期報告書においては、「主要な設備の状況」は前四半期連結会計期間末からの重要な異動について記載し、「設備の新設、除却等の計画」のうち設備の新設・拡充の計画については、事業の種類別セグメント毎に記載する方法によっております。

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

設備の新設・拡充の計画

前四半期連結会計期間末現在における当連結会計年度1年間の設備投資計画(新設・拡充)については、当第3四半期連結会計期間末現在において、次の通り見直しを行っております。

事業の種類別セグメントの名称	設備投資計画金額(百万円)
エレクトロニクス・アプリケーションズ	25,000
デザインド・マテリアルズ	16,000
ヘルスケア	22,000
ケミカルズ	36,000
ポリマーズ	21,000
その他	7,000
全社(共通)	7,000
合計	134,000

- (注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。
2 設備投資計画の所要資金は、自己資金及び借入金をもって充当する予定であります。
3 当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画していた設備投資について、重要な変更はありません。
4 当社グループの事業は、従来、「石化」、「機能化学」、「機能材料」、「ヘルスケア」、「その他」としておりましたが、第1四半期連結会計期間より「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」、「ポリマーズ」、「その他」に変更いたしました。この変更は、第1四半期連結会計期間より新たな中期経営計画「APTSIS 10」を策定し、各事業の基本戦略を定めたことを契機として、より経営実態を明確に表示するために行ったものであります。

設備の除却・売却の計画

当第3四半期連結会計期間末において、前四半期連結会計期間末における設備の除却・売却の計画に重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,506,288,107	同左	東京、大阪 (以上各市場第一部)	単元株式数は500株 であります。
計	1,506,288,107	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

株式移転によりその義務を三菱化学(株)から承継した新株予約権

三菱化学(株)が、平成17年6月14日開催の同社取締役会決議及び同年6月28日開催の同社株主総会決議に基づいて同社の取締役及び使用人に対して発行した新株予約権のうち、三菱化学(株)と三菱ウェルファーマ(株)(現 田辺三菱製薬(株))が株式移転により当社を設立した日(平成17年10月3日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務は、三菱化学(株)から当社が承継しております。

当社が同社から承継した新株予約権の内容は以下の通りであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	6,354個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	317,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年6月28日から平成38年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当り1円 資本組入額 1株当り1円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年6月26日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年6月27日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に関する義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社(以下「完全親会社」といいます。)に承継させるものとします。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、当社株主総会において、以下に定める方針に沿って完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とします。
- (2) 各新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の条件を勘案の上、付与株式数を調整します。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
承継後の行使価額は、承継前の行使価額と同じ方法により算出します。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとします。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件
承継前の新株予約権の行使の条件並びに消却事由及び消却の条件に準じて決定することといたします。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

当社取締役に対する新株予約権

当社は、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

イ 平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会決議及び同年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,024個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,200株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年12月14日から平成38年12月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成37年12月12日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月13日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を、次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとします。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記注3の記載内容に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要することとします。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	794個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月13日から平成39年12月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成38年12月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	653個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,650株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年9月11日から平成40年9月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成39年9月9日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月10日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

当社執行役員等に対する新株予約権

当社は、当社執行役員及び退任取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

イ 平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会決議及び同年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	256個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,800株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から平成39年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)
前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年6月26日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年6月27日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
前記「(2) 新株予約権等の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	681個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,050株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月13日から平成39年12月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当り1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年12月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	256個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,800株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年9月11日から平成40年9月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成39年9月9日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月10日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

三菱化学(株)に対する新株予約権

当社は、三菱化学(株)に対し新株予約権を発行しております。なお、三菱化学(株)は、当社から割当てを受けた新株予約権のすべてを、同社の取締役及び執行役員(退任取締役及び退任執行役員を含みません。)に対し業績報酬として付与しております。

イ 平成18年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,321個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	266,050株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年12月16日から平成38年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)
前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年12月14日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月15日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
前記「(2) 新株予約権等の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,914個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月15日から平成39年12月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当り1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年12月13日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月14日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,554個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	227,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年9月13日から平成40年9月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成39年9月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

新株予約権付社債

当社は、平成19年10月4日開催の取締役会決議により、ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,000(注1)
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年11月5日から平成23年10月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」といいます。)とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」といいます。)は、当初、1,207円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除きます。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含みます。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の交付株式数で除した金額とするものとします。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

5 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。

7 代用払込みに関する事項

該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。

8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合、(i)その時点において法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含みます。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させるための措置を執り、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとします。かかる本新株予約権付社債の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編成行為にかかる効力発生日に有効となるものとします。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編成行為にかかる効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとします。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編成行為の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとします。

上記において、「組織再編成行為」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除きます。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限るものとします。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限るものとします。)、又は(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限ります。以下同じ。)の承認決議がなされた場合、又はその他の日本法上の会社再編で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続について、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において承認決議がなされた場合を意味するものとします。

また、「承継会社等」とは、合併の後存続又は設立される会社、当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編成行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とします。

承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとします。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とします。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従うものとします。なお、転換価額は上記注2(3)と同様な調整に服するものとします。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定めるものとします。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにするものとします。
- (ii) その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定めるものとします。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
 当該組織再編成行為の効力発生日又は上記に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
 上記注4に準じて決定するものとします。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
 下記注8に準じて決定するものとします。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)
 当社は、満期償還日(平成23年10月21日)の76取引日前の日から52取引日前の日(ともに同日を含みます。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日(以下に定義します。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」といいます。)することができるものとします(かかる通知を行った日を、以下「取得通知日」といいます。)。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産(以下に定義します。)を交付します。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却します。
- 「取得日」とは、取得通知日の31取引日後の日をいいます。但し、以下に定義する決定日から取得通知日の31取引日後の日(ともに同日を含みます。)の間にロンドンにおける営業日以外の日が含まれる場合には、その日数分取得日は延期されるものとします。
- 「交付財産」とは、(A)各本新株予約権付社債所持人の保有する本新株予約権付社債につき、株価算定期間の最終日(以下「決定日」といいます。)において本新株予約権を行使した場合に交付されたとであろう数の当社普通株式(但し、単元株式に限ります。)、及び、(B)各本新株予約権付社債所持人の保有する本社債の額面総額から(A)の株式数に平均VWAPを乗じて得られる額を減じた額(正の数値である場合に限り。)に相当する現金をいいます。
- 「株価算定期間」とは、取得通知日の3取引日後の日から、取得通知日の22取引日後の日までの期間をいいます。
- 「平均VWAP」とは、株価算定期間中のVWAP取引日(関連取引所が営業している日をいい、関連取引所によりVWAP(当社普通株式の売買高加重平均価格をいいます。以下同じ。)が発表されない日を含まない。)における関連取引所におけるVWAPの平均値をいいます。株価算定期間中に上記注2(3)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、平均VWAPも適宜調整されるものとします。

ロ 2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,000(注1)
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は500株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年11月5日から平成25年10月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」といいます。)とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」といいます。)は、当初、1,177円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除きます。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含みます。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注4の記載内容と同一であります。
- 5 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。
- 7 代用払込みに関する事項
該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- 8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注8の記載内容と同一であります。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)
当社は、満期償還日(平成25年10月22日)の77取引日前の日から53取引日前の日(ともに同日を含みます。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知することができるものとします。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産を交付するものとします。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却するものとします。なお、「取得日」、「交付財産」、「株価算定期間」及び「平均VWAP」については、前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注9の記載内容と同一であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日	—	1,506,288	—	50,000	—	12,500

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー並びにその共同保有者であるアクサ・ローゼンバーグ証券投資顧問株式会社及びアライアンス・バーンスタイン株式会社から、平成20年12月12日付で提出された株券等の大量保有に関する報告書により、平成20年12月8日付でそれぞれ以下の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1345 Avenue of the Americas, New York, New York 10105, U. S. A.	200, 197	13. 29
アクサ・ローゼンバーグ証券投資顧問株式会社	東京都港区白金1-17-3	14, 901	0. 98
アライアンス・バーンスタイン株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	6, 010	0. 39

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 129, 719, 000 (相互保有株式) 普通株式 1, 229, 000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1, 360, 908, 500	2, 721, 817	—
単元未満株式	普通株式 14, 431, 607	—	—
発行済株式総数	1, 506, 288, 107	—	—
総株主の議決権	—	2, 721, 817	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式224株及び相互保有株式967株(三協化成産業株式会社450株、日本合成化学工業株式会社50株、三菱ウェルファーマ株式会社317株、三菱化学株式会社150株)が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ62, 000株(議決権124個)及び490株含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱ケミカルホールディングス	東京都港区芝4-14-1	129,719,000	—	129,719,000	8.61
(相互保有株式) 三菱化学株式会社	東京都港区芝4-14-1	2,000	—	2,000	0.00
三菱ウェルファーマ株式会社	大阪市中央区平野町 2-6-9	2,500	—	2,500	0.00
日本合成化学工業株式会社	大阪市北区大淀中 1-1-88	518,500	—	518,500	0.03
川崎化成工業株式会社	川崎市川崎区駅前本町 12-1	445,000	—	445,000	0.02
長生堂製薬株式会社	徳島市国府町府中92	156,500	—	156,500	0.01
三協化成産業株式会社	名古屋市中村区名駅 3-12-12	104,500	—	104,500	0.00
計	—	130,948,000	—	130,948,000	8.69

(注) 1 三菱化学株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式2,150株の一部であります。なお、この2,150株は、上記「(6) 議決権の状況 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ2,000株及び150株含まれております。

2 三菱ウェルファーマ株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式2,817株の一部であります。なお、この2,817株は、上記「(6) 議決権の状況 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ2,500株及び317株含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	712	790	757	663	652	655	563	427	421
最低(円)	628	677	604	583	588	526	332	336	361

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	91,789	116,073
受取手形及び売掛金	4, 5 663,947	4, 5 599,887
有価証券	38,710	55,677
商品及び製品	339,702	274,987
仕掛品	45,098	28,807
原材料及び貯蔵品	153,948	123,349
その他	107,140	127,318
貸倒引当金	1,410	1,127
流動資産合計	1,438,924	1,324,971
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	239,354	233,127
機械装置及び運搬具(純額)	265,632	276,419
土地	212,617	212,763
その他(純額)	138,744	130,497
有形固定資産合計	1 856,347	1 852,806
無形固定資産		
のれん	90,805	98,746
その他	22,735	20,488
無形固定資産合計	113,540	119,234
投資その他の資産		
投資有価証券	325,392	352,318
その他	130,652	117,803
貸倒引当金	3,055	1,295
投資その他の資産合計	452,989	468,826
固定資産合計	1,422,876	1,440,866
資産合計	2,861,800	2,765,837

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5 493,224	5 435,096
短期借入金	283,055	217,368
未払法人税等	14,977	24,764
賞与引当金	16,999	34,998
その他の引当金	14,353	14,654
その他	386,014	271,973
流動負債合計	1,208,622	998,853
固定負債		
社債	150,000	170,000
新株予約権付社債	140,245	140,311
長期借入金	203,967	204,258
退職給付引当金	73,260	82,577
訴訟損失等引当金	17,537	18,051
その他の引当金	9,696	10,393
その他	34,953	45,467
固定負債合計	629,658	671,057
負債合計	1,838,280	1,669,910
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	303,156	303,063
利益剰余金	432,453	465,638
自己株式	37,264	37,109
株主資本合計	748,345	781,592
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,198	44,720
繰延ヘッジ損益	1,301	789
土地再評価差額金	1,765	1,765
為替換算調整勘定	16,957	2,246
在外子会社の年金債務調整額	2,278	1,725
評価・換算差額等合計	1,573	46,217
新株予約権	868	807
少数株主持分	275,880	267,311
純資産合計	1,023,520	1,095,927
負債純資産合計	2,861,800	2,765,837

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	2,331,163
売上原価	1,915,310
売上総利益	415,853
販売費及び一般管理費	
販売費	85,448
一般管理費	※1 280,135
販売費及び一般管理費合計	365,583
営業利益	50,270
営業外収益	
受取利息	2,669
受取配当金	5,701
受取保険金	9,763
その他	6,082
営業外収益合計	24,215
営業外費用	
支払利息	10,162
持分法による投資損失	1,699
為替差損	5,105
その他	10,718
営業外費用合計	27,684
経常利益	46,801
特別利益	
固定資産売却益	7,727
その他	811
特別利益合計	8,538
特別損失	
投資有価証券評価損	6,491
特別退職金	3,916
課徴金引当金繰入額	3,721
減損損失	※2 3,492
その他	4,590
特別損失合計	22,210
税金等調整前四半期純利益	33,129
法人税、住民税及び事業税	31,740
法人税等調整額	△366
法人税等合計	31,374
少数株主利益	13,156
四半期純損失(△)	△11,401

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	743,429
売上原価	629,924
売上総利益	113,505
販売費及び一般管理費	
販売費	27,059
一般管理費	※1 92,387
販売費及び一般管理費合計	119,446
営業損失(△)	△5,941
営業外収益	
受取利息	836
受取配当金	1,866
受取保険金	750
その他	1,785
営業外収益合計	5,237
営業外費用	
支払利息	3,454
持分法による投資損失	2,053
為替差損	7,933
その他	4,571
営業外費用合計	18,011
経常損失(△)	△18,715
特別利益	
固定資産売却益	7,373
その他	208
特別利益合計	7,581
特別損失	
投資有価証券評価損	6,066
課徴金引当金繰入額	3,721
減損損失	※2 2,448
その他	3,046
特別損失合計	15,281
税金等調整前四半期純損失(△)	△26,415
法人税、住民税及び事業税	7,700
法人税等調整額	△2,986
法人税等合計	4,714
少数株主利益	3,816
四半期純損失(△)	△34,945

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	33,129
減価償却費	85,678
のれん償却額	7,500
受取利息及び受取配当金	△8,370
持分法による投資損益(△は益)	1,699
為替差損益(△は益)	4,408
支払利息	10,162
固定資産売却損益(△は益)	△7,727
課徴金引当金繰入額	3,721
減損損失	3,492
投資有価証券評価損益(△は益)	6,491
売上債権の増減額(△は増加)	△23,846
たな卸資産の増減額(△は増加)	△80,236
仕入債務の増減額(△は減少)	9,076
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△11,969
その他	△1,595
小計	31,613
利息及び配当金の受取額	14,775
利息の支払額	△9,807
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△22,908
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,673
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△54,462
有価証券の売却及び償還による収入	42,477
有形固定資産の取得による支出	△100,257
有形固定資産の売却による収入	10,194
投資有価証券の取得による支出	△59,504
投資有価証券の売却及び償還による収入	6,688
貸付けによる支出	△2,309
貸付金の回収による収入	5,809
その他	△863
投資活動によるキャッシュ・フロー	△152,227

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	67,452
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	63,500
長期借入れによる収入	15,378
長期借入金の返済による支出	△26,431
社債の発行による収入	19,891
社債の償還による支出	△25,538
配当金の支払額	△22,026
少数株主への配当金の支払額	△8,264
その他	△303
財務活動によるキャッシュ・フロー	83,659
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,795
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△58,690
現金及び現金同等物の期首残高	165,748
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,511
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 110,569

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>連結子会社の数 180社</p> <p>(第1四半期連結会計期間での増加 7社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要性が増したことによる増加：ダイアケミカル(株) 他4社 ・株式追加取得に伴う増加：日本ポリエチレン(株) ・持分比率増加による増加：ジェイフィルム(株) <p>(第2四半期連結会計期間での増加 1社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規設立に伴う増加：三菱樹脂(株)の子会社1社 <p>(第1四半期連結会計期間での減少 11社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併消滅による減少：三菱化学ポリエステルフィルム(株) 他9社 ・清算終了による減少：(株)メディアリング <p>(第2四半期連結会計期間での減少 4社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算終了による減少：三菱樹脂(株)の子会社2社 他1社 ・合併消滅による減少：(株)ダイアインストルメンツ <p>(当第3四半期連結会計期間での減少 2社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算終了による減少：田辺三菱製薬(株)の子会社1社 ・合併消滅による減少：田辺三菱製薬(株)の子会社1社
2	<p>持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 21社</p> <p>(第1四半期連結会計期間での増加 1社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持分比率増加による増加：北菱化学(株) <p>(第1四半期連結会計期間での減少 11社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併消滅による減少：朝日化工(株) 他4社 ・連結子会社への変更：日本ポリエチレン(株) 他5社 <p>(当第3四半期連結会計期間での減少 1社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算終了による減少：(株)ダイヤケムコ <p>(2) 持分法適用の関連会社数 41社</p> <p>(第1四半期連結会計期間での増加 2社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持分比率増加による増加：大分福助(株) 他1社

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

3 会計処理基準に関する事項の変更

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の目的で保有するたな卸資産については、従来、商品及び製品(販売用不動産を除く)については主として総平均法による低価法、その他は主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は10,266百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は10,628百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、期首の利益剰余金が1,146百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益は99百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は1,656百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1	<p>一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を計上しております。</p>
2	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニング又は、経営環境等或いは一時差異等の発生状況に著しい変化がある場合は、その影響を加味したものを利用しております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1	<p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>当社及び国内連結子会社の機械装置等の耐用年数については、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は1,810百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ1,723百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)				前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																																							
<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 1,921,908百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額10,087百万円が含まれております。</p> <p>2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。</p>				<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 1,844,376百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額4,297百万円が含まれております。</p> <p>2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>保証 (百万円)</th> <th>保証予約 (百万円)</th> <th>その他保証 類似行為 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿島アロマティックス(株)</td> <td>4,809</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日本アサハンアルミニウム(株)</td> <td>3,733</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>マイテックス・ポリマーズ・タイ社</td> <td>1,600</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>MCC高新高合産品(寧波)社</td> <td>1,233</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅用)</td> <td>1,849</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,723</td> <td>759</td> <td>496</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(13,810)</td> <td>(759)</td> <td>(410)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14,947</td> <td>759</td> <td>496</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計欄()内金額は当社グループ負担割合額であります。</p>				会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)	鹿島アロマティックス(株)	4,809	—	—	日本アサハンアルミニウム(株)	3,733	—	—	マイテックス・ポリマーズ・タイ社	1,600	—	—	MCC高新高合産品(寧波)社	1,233	—	—	従業員(住宅用)	1,849	—	—	その他	1,723	759	496	合計	(13,810)	(759)	(410)		14,947	759	496	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>保証 (百万円)</th> <th>保証予約 (百万円)</th> <th>その他保証 類似行為 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿島アロマティックス(株)</td> <td>5,555</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(株)新菱セミコンテクノ</td> <td>1,613</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日本アサハンアルミニウム(株)</td> <td>7,488</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅用)</td> <td>2,217</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,574</td> <td>1,437</td> <td>628</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(17,306)</td> <td>(1,083)</td> <td>(584)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19,447</td> <td>1,437</td> <td>628</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計欄()内金額は当社グループ負担割合額であります。</p>				会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)	鹿島アロマティックス(株)	5,555	—	—	(株)新菱セミコンテクノ	1,613	—	—	日本アサハンアルミニウム(株)	7,488	—	—	従業員(住宅用)	2,217	—	—	その他	2,574	1,437	628	合計	(17,306)	(1,083)	(584)		19,447	1,437	628
会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)																																																																								
鹿島アロマティックス(株)	4,809	—	—																																																																								
日本アサハンアルミニウム(株)	3,733	—	—																																																																								
マイテックス・ポリマーズ・タイ社	1,600	—	—																																																																								
MCC高新高合産品(寧波)社	1,233	—	—																																																																								
従業員(住宅用)	1,849	—	—																																																																								
その他	1,723	759	496																																																																								
合計	(13,810)	(759)	(410)																																																																								
	14,947	759	496																																																																								
会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)																																																																								
鹿島アロマティックス(株)	5,555	—	—																																																																								
(株)新菱セミコンテクノ	1,613	—	—																																																																								
日本アサハンアルミニウム(株)	7,488	—	—																																																																								
従業員(住宅用)	2,217	—	—																																																																								
その他	2,574	1,437	628																																																																								
合計	(17,306)	(1,083)	(584)																																																																								
	19,447	1,437	628																																																																								
<p>3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるパーベイタム社(米)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万リアル(日本円換算14,348百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。パーベイタム社(米)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。</p>				<p>3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるパーベイタム社(米)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万リアル(日本円換算21,651百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。パーベイタム社(米)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。</p>																																																																							
<p>※4 受取手形割引高 223百万円 受取手形裏書譲渡高 107</p>				<p>※4 受取手形割引高 606百万円 受取手形裏書譲渡高 185</p>																																																																							
<p>※5 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、主として手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 2,270百万円 支払手形 5,174</p>																																																																											

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)			
※1	<p>一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。</p> <p>労務費 78,612百万円 研究開発費 94,951百万円 (注) 労務費には賞与引当金繰入額7,340百万円が含まれております。</p>		
※2	<p>減損損失</p> <p>当社グループは、原則としてビジネスユニットを基本として事業、製造工程、地域等の関連性に基づき資産のグルーピングを実施しております。なお、遊休資産については、個別資産別に減損損失認識の判定をおこなっております。</p> <p>当連結累計期間において、遊休資産を中心に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(3,492百万円)を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失を認識した主要な資産は以下の通りであります。</p>		
	用途	場所	種類
	医薬品研究設備	田辺三菱製薬(株) 枚方事業所 (大阪府枚方市)	土地・建物及び構築物等
			減損損失 (百万円) 1,917
	<p>なお、上記の資産に係る減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、時価については、公示価格等を勘案した合理的見積り額により算定しております。</p>		

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)			
※1	<p>一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。</p> <p>労務費 25,685百万円 研究開発費 30,153百万円</p>		
※2	<p>減損損失</p> <p>当社グループは、原則としてビジネスユニットを基本として事業、製造工程、地域等の関連性に基づき資産のグルーピングを実施しております。なお、遊休資産については、個別資産別に減損損失認識の判定をおこなっております。</p> <p>当連結会計期間において、遊休資産を中心に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(2,448百万円)を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失を認識した主要な資産は以下の通りであります。</p>		
	用途	場所	種類
	医薬品研究設備	田辺三菱製薬(株) 枚方事業所 (大阪府枚方市)	土地・建物及び構築物等
			減損損失 (百万円) 1,917
	<p>なお、上記の資産に係る減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、時価については、公示価格等を勘案した合理的見積り額により算定しております。</p>		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日)
	現金及び預金勘定 91,789百万円
	預入期間が3カ月を超える 定期預金 Δ 1,236
	取得日から3カ月以内に 償還期限の到来する 短期投資(有価証券) 20,016
	<hr/> 現金及び現金同等物 110,569百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,506,288

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	130,070

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第3四半期連結 会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	868
連結子会社	—	—
合計		868

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当り 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,013	8	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	11,012	8	平成20年9月30日	平成20年11月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	エレクトロニクス・アプリケーションズ (百万円)	デザインド・マテリアルズ (百万円)	ヘルスケア (百万円)	ケミカルズ (百万円)	ポリマーズ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	79,387	72,904	140,006	273,567	143,158	34,407	743,429	—	743,429
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,278	2,489	53	40,959	19,138	59,209	123,126	(123,126)	—
計	80,665	75,393	140,059	314,526	162,296	93,616	866,555	(123,126)	743,429
営業利益又は営業損失(△)	843	△191	32,840	△29,863	△8,252	2,293	△2,330	(3,661)	△5,941

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	エレクトロニクス・アプリケーションズ (百万円)	デザインド・マテリアルズ (百万円)	ヘルスケア (百万円)	ケミカルズ (百万円)	ポリマーズ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	262,832	220,012	386,494	890,756	456,997	114,072	2,331,163	—	2,331,163
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6,148	8,336	168	168,159	56,164	184,770	423,745	(423,745)	—
計	268,980	228,348	386,662	1,058,915	513,161	298,842	2,754,908	(423,745)	2,331,163
営業利益又は営業損失(△)	11,474	2,524	70,057	△22,870	△8,772	8,482	60,895	(10,625)	50,270

- (注) 1 事業区分は、主に内部管理上採用している区分によっております。
2 各事業の主要な製品

事業区分	主要な製品
エレクトロニクス・アプリケーションズ	記録材料、電子関連製品、情報機材、無機化学品
デザインド・マテリアルズ	食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材
ヘルスケア	医薬品、診断製品、臨床検査
ケミカルズ	基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品、肥料
ポリマーズ	合成樹脂
その他	エンジニアリング、運送及び倉庫業

- 3 従来、事業の種類別セグメント情報の事業区分は「石化」、「機能化学」、「機能材料」、「ヘルスケア」、「その他」としておりましたが、第1四半期連結会計期間より「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」、「ポリマーズ」、「その他」に変更いたしました。この変更は、第1四半期連結会計期間より新たな中期経営計画「APTSIS 10」を策定し、各事業の基本戦略を定めたことを契機として、より経営実態を明確に表示するために行ったものであります。なお、本変更においては事業区分の考え方自体を見直しており、従来の事業区分によった場合と比較するのが困難なため、事業区分の変更に伴う影響額は記載していません。
- 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「3 会計処理基準に関する事項の変更 (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更」に記載の通り、第1四半期連結会計期間より、たな卸資産の評価方法を、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、エレクトロニクス・アプリケーションズセグメントで1,388百万円少なく、デザインド・マテリアルズセグメントで1,393百万円少なく、ヘルスケアセグメントで143百万円少なく、ケミカルズセグメントで4,594百万円少なく、ポリマーズセグメントで2,549百万円少なく、その他セグメントで199百万円少なく計上されております。

- 5 「追加情報」の「1 有形固定資産の耐用年数の変更」に記載の通り、第1四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社の機械装置等の耐用年数につき、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、エレクトロニクス・アプリケーションズセグメントで173百万円少なく、デザイン・マテリアルズセグメントで676百万円少なく、ヘルスケアセグメントで485百万円多く、ケミカルズセグメントで1,513百万円少なく、ポリマーズセグメントで76百万円多く、その他セグメントで9百万円少なく計上されております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	625,587	78,866	38,976	743,429	—	743,429
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,366	6,676	1,528	15,570	(15,570)	—
計	632,953	85,542	40,504	758,999	(15,570)	743,429
営業利益又は営業損失(△)	△131	△3,289	1,090	△2,330	(3,611)	△5,941

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	1,976,433	235,528	119,202	2,331,163	—	2,331,163
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	31,140	20,899	6,049	58,088	(58,088)	—
計	2,007,573	256,427	125,251	2,389,251	(58,088)	2,331,163
営業利益又は営業損失(△)	60,136	△1,944	2,703	60,895	(10,625)	50,270

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「3 会計処理基準に関する事項の変更 (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更」に記載の通り、第1四半期連結会計期間より、たな卸資産の評価方法を、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、日本で10,266百万円少なく計上されております。

4 「追加情報」の「1 有形固定資産の耐用年数の変更」に記載の通り、第1四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社の機械装置等の耐用年数につき、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、日本で1,810百万円少なく計上されております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	アジア	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	115,296	53,680	168,976
II 連結売上高 (百万円)			743,429
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	15.5	7.2	22.7

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	アジア	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	376,864	170,405	547,269
II 連結売上高 (百万円)			2,331,163
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	16.1	7.3	23.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当り情報)

1 1株当り純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当り純資産額	542円 62銭	1株当り純資産額	601円 45銭

(注) 1株当り純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	1,023,520	1,095,927
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	276,748	268,118
(うち新株予約権)	(868)	(807)
(うち少数株主持分)	(275,880)	(267,311)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額(百万円)	746,772	827,809
1株当りの純資産額の算定に用いられた 四半期連結会計期間末(連結会計年度末) の普通株式の数 (千株)	1,376,218	1,376,344

2 1株当り四半期純損失

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当り四半期純損失	8円 28銭	1株当り四半期純損失	25円 39銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当り四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当り四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当り四半期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失 (百万円)	11,401	34,945
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	11,401	34,945
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,376,286	1,376,261
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当り四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2【その他】

(1) 中間配当の決議

第4期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）中間配当については、平成20年10月31日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、以下の通り中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の金額	11,012百万円
1株当りの金額	8円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年11月28日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

各社債の詳細は以下の通りであります。

名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	当第3四半期会計期間 末日現在の未償還額 (百万円)	上場金融商品取引所
2011年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	平成19年10月22日	70,000	—	70,000	シンガポール証券取引所
2013年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	平成19年10月22日	70,000	—	70,000	シンガポール証券取引所

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

保証会社である三菱化学(株)の、直近の事業年度に係る書類の提出実績は以下の通りであります。

【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

平成21年2月12日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

三菱化学(株) 本店(東京都港区芝四丁目14番1号)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

株式会社 三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	洋二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅村	一彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽	龍三	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関口	依里	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.(1)に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【会社名】	株式会社三菱ケミカルホールディングス
【英訳名】	Mitsubishi Chemical Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小林喜光
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員 吉村章太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目14番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の取締役社長小林喜光及び最高財務責任者吉村章太郎は、当社の第4期第3四半期(自平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。